

○庄原市自治振興区活動促進補助金交付要綱

平成17年 3 月 31日 告示第 5 号

改正

平成19年 3 月 27日 告示第44号

平成20年 3 月 31日 告示第64号

平成20年 4 月 1 日 告示第70号

平成21年 3 月 31日 告示第64号

平成25年 5 月 31日 告示第69号の 2

平成26年 3 月 31日 告示第62号

平成28年 3 月 31日 告示第42号

平成30年 3 月 26日 告示第15号

平成31年 3 月 29日 告示第53号

庄原市自治振興区活動促進補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、地域振興計画に基づく事業を実施する自治振興区及びその連合体に予算の範囲内において補助金を交付し、自治振興区の自立した地域経営を確立するための基盤整備を支援するため、当該補助金の交付に関し庄原市補助金交付規則（平成17年庄原市規則第46号）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(自治振興区)

第 2 条 この要綱において自治振興区とは、次の各号のいずれにも該当する住民自治組織であって、市長が認めたものをいい、その連合体とは自治振興区連絡協議会など、複数の自治振興区によって構成される連合組織をいう。

- (1) 自主的な地域の課題解決と地域づくり活動等を行うもの
- (2) 区域、運営組織及び会費の徴収を定めた規約を有しているもの
- (3) 毎年度、事業計画書及び予算書を作成し、決算の認定を行うもの

(補助対象)

第 3 条 補助金の対象は、自治振興区が策定した地域振興計画に基づく次の各号のいずれかに該当する事業に充てられる経費とする。

- (1) 教育文化事業

- (2) 産業振興事業
- (3) 保健福祉事業
- (4) 生活環境整備事業
- (5) その他地域づくりの推進に必要な事業

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業及び経費については補助の対象としないものとする。

- (1) 他の補助制度の補助を受ける事業
- (2) 政治活動又は宗教活動
- (3) 自治振興区の構成員に対する賃金及び食料費
(交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする自治振興区及びその連合体（以下「申請団体」という。）は、毎年5月末日までに交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 予算書
- (3) 地域振興計画書

2 市長は、前項に定める申請期日までに当該年度の予算額を満たす申請がなかったときは、追加申請を受けることができる。

(審査会)

第5条 補助金交付の適正及び公平を期するため、庄原市自治振興区活動促進補助金審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 審査会は、市長が招集する。

3 審査会は、別に定める基準に沿って得点評価により審査を行うとともに、申請事業に関し、指導及び助言を行うものとする。

(組織)

第6条 審査会は、委員5人以内で組織し、学識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第7条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、委員が欠けた場合は、後任の委員を委嘱することが

できる。この場合の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第8条 審査会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会議を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第9条 会議は、必要に応じて会長が召集する。

2 会議は、委員の過半数の出席をもって成立し、議事は出席委員の過半数をもって決するものとし、可否同数の時は、議長の決するところによる。

3 会長は、必要に応じて委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

（委員の責務）

第10条 委員は、公正及び公平に審査を行うものとし、審査の過程において知り得た情報は公表してはならない。また委員を退いた後も同様とする。

（交付決定）

第11条 市長は、第4条に定める申請書を受理したときは、審査会の審査結果に基づき、交付決定通知書（様式第2号）により申請団体に通知するものとする。

（補助額）

第12条 補助率は、対象経費の5分の4以内とし、1事業あたりの補助限度額は、別表に定める。

（随時検査等）

第13条 市長は、補助金の交付を受けた自治振興区（以下「交付団体」という。）に対し、随時、帳簿及び書類の提出を求め、又は指定する職員に必要な検査及び指示をさせることができる。

（報告書の提出）

第14条 交付団体は、事業完了の日から30日を経過した日又は補助金交付決定の通知を受けた日の属する年度の翌年度の4月20日のいずれか早い日までに、実績報告書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の返還等）

第15条 市長は、交付団体が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 補助金をその目的以外に使用したとき。
 - (2) 第13条に規定する随時検査を拒んだとき。
 - (3) 第14条に規定する報告をしないとき。
 - (4) その他市長が特にその必要を認めるとき。
- (その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成17年3月31日から施行する。

(経過措置)

- 2 第4条に定める交付申請書の提出期限は、平成17年度に限り6月末とする。

附 則 (平成19年3月27日告示第44号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日の前日までに、改正前の規定により交付決定されたものについては、なお従前の例による。

附 則 (平成20年3月31日告示第64号)

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年4月1日告示第70号)

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。

(庄原市自治振興区活動促進補助金審査会設置要領の廃止)

- 2 庄原市自治振興区活動促進補助金審査会設置要領（平成17年庄原市告示第209号）は、廃止する。

附 則 (平成21年3月31日告示第64号)

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成25年 5 月 31日 告示第69号の 2）

（施行期間）

- 1 この告示は、平成25年 6 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行の日の前日までに、改正前の庄原市自治振興区活動促進補助金
交付要綱の規定により交付決定されたものについては、なお従前の例による。

附 則（平成26年 3 月 31日 告示第62号）

この告示は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成28年 3 月 31日 告示第42号）

この告示は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成30年 3 月 26日 告示第15号）

この告示は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成31年 3 月 29日 告示第53号）

この告示は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

別表（第12条関係）

対象事業	補助限度額
(1) 教育文化事業	1 事業あたり 300 万円 ただし、1,000 円未満切捨て
(2) 産業振興事業	
(3) 保健福祉事業	
(4) 生活環境整備事業	
(5) その他地域づくりの推進に必要な事業	

様式（省略）